

人厚第5609号
24.4.24
一部改正 防人厚第289号
令和元年5月13日
一部改正 防人厚第1177号
令和3年1月29日
一部改正 防人厚第3877号
令和4年3月10日
一部改正 防人厚第22013号
令和6年9月26日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部厚生課長
防衛医科大学校事務局総務部厚生課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部人事教育課長
陸上幕僚監部人事教育部厚生課長
海上幕僚監部人事教育部厚生課長
航空幕僚監部人事教育部厚生課長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部総務課長
防衛装備庁長官官房人事官

殿

人事教育局厚生課長
(公印省略)

児童虐待・DV事例における児童手当関係事務の細部措置要領について(通知)

標記について、人厚第5608号(24.4.24)の実施にあたっては、別紙のとおり措置されたく通知する。

なお、人厚第13677号(23.11.11)は廃止する。

関連文書：人厚第5608号(24.4.24)

添付書類：別紙

児童虐待・DV事例における児童手当関係事務の細部措置要領

1 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都道府県からの通知

児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（雇児発0331第4号。平成24年3月31日。以下「厚生労働省通知」という。）別紙様式1又は別紙様式3に規定する通知をいう。

(2) 当事者

都道府県からの通知のうち、別紙様式1にあつては保護者欄、別紙様式3にあつては配偶者欄にそれぞれ記載された者をいう。

2 支給事由消滅に係る手続きについて

児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理要領について（通知）（人厚第5608号。24.4.24。以下「事務処理要領」という。）第2項第2号による手続き等の際は、次の点に留意して実施すること。

(1) 説明要領等

- ア 説明は、会議室等の独立した部屋において必ず2名以上で実施すること。
- イ 説明においては、いたずらに感情を刺激することのないよう、むやみに「加害者」、「被害者」と呼称したり、配偶者からの暴力を訴えている事例（以下「DV事例」という。）においては暴力が法的に事実認定されているかのような発言は避けること。

(2) 説明内容等

児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当は、児童を監護（児童の生活について通常必要とされる監督、保護）し、かつ生計同一である場合に支給されるものであることその他、それぞれ次の事柄についてよく理解させること。

ア 児童虐待事例の場合

都道府県からの通知により、児童の監護要件を満たさないことが確認された場合は、厚生労働省通知第1第1項の規定により、職権によって児童手当の支給事由消滅処理を行うこと。

イ DV事例の場合

都道府県からの通知により、次のいずれかに該当していることが確認さ

れた場合は、厚生労働省通知第2第1項の規定により、職権によって児童手当の支給事由消滅処理を行うこと。

- ① DV被害を訴えている者（以下「申請者」という。）が現に専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合
- ② 現に児童手当を受給している配偶者の監護が一切ない場合でなくとも、児童の生計を維持する程度の高い者が申請者であると認められる場合
- ③ 申請者と配偶者が住民票の住所を異にしており、住民票上、児童と同一世帯に属している申請者と配偶者が生計を同じくしない場合

なお、上記①又は②の場合は、具体的事例として次のような状況が確認されていること。

- a 裁判所からの「保護命令」、女性相談支援センター等からの「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は住民基本台帳の「閲覧等の制限」の対象となっており、かつ次のいずれかに該当すること。
 - ・ 配偶者からの暴力を理由として申請者及びその児童が、配偶者とは別の世帯として国民健康保険に加入していること。
 - ・ 国家公務員共済組合法の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- b 申請者と児童が母子生活支援施設に入所している等、配偶者と児童との間に生活の一体性がないと認められる客観的事実があること。

(3) 主張が異なる場合の取り扱い

説明内容と当事者の主張が異なる場合は、それを裏付ける資料等を都道府県を介し申請者側の市町村に情報提供し、改めて申請者に対する事実確認等を求める必要が生じる場合があることから、その主張を詳細に聴取すること。

(4) 児童手当支給事由消滅通知書（人厚第5175号（24.4.16）第11項に定める様式をいう。）の記入要領

ア 「消滅した日」の項

(ア) 児童虐待事例の場合

親権喪失又は親権停止の審判がなされた日を記入すること。

(イ) DV事例の場合

裁判所からの保護命令日、婦人相談所等からの証明書発行日、住民基本台帳の閲覧等制限の支援措置対象となった日、監護若しくは生計要件を満たさないと客観的に判断できる場合に該当した日又は国民健康保険資格取得日等を記入すること。

イ 「消滅の理由」の項

「児童手当法第4条に規定する支給要件に該当しないため。」等と記入すること。

(5) 関係文書の取り扱いについて

都道府県からの通知については、取り扱う職員を業務遂行上必要最小限の者に限定するとともに、当該職員は、当該都道府県からの通知を当事者が閲覧し又は入手することができないようにすること。

3 その他

(1) 前項第1号による説明を行った者は、児童手当支給事由消滅の通知に係る対応記録（別紙様式）を作成し、児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）第2条に規定する俸給支給機関の長等の確認を受けた上、前項第4号の児童手当支給事由消滅通知書の原義とともに保存（5年間）すること。

なお、前項第3号による際は、当該対応記録の写しを事務処理要領第3項の報告要領に準じ、順序を経て提出すること。

(2) 支給事由消滅の通知に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する審査請求を受けたときは、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第65条及び第65条の2の規定に準じて処置し、事務処理要領第3項の報告要領に準じ、順序を経て進達すること。

(3) この要領は、令和6年10月1日から適用する。

(4) この要領の適用の日前の児童手当関係事務処理については、なお従前の例による。

児童手当支給事由消滅の通知に係る対応記録

通知年月日		令和 年 月 日 時 分～ 時 分	
通知場所			
通知の相手方	所属		氏名
	官職		
	階級(級)		
内容	通知の内容		
	相手方の発言		
	参考事項		
処置事項			
対応者		所属 官職・階級(級) 氏名	
		所属 官職・階級(級) 氏名	
確認		官職・階級(級) 氏名	

- 注：1 本記録は、支給事由消滅通知書の原議とともに保存(5年)すること。
2 書ききれない事項は、別紙(適宜様式)を添付すること。

児童手当支給事由消滅の通知に係る対応記録
(記載要領)

通知年月日	令和〇〇年 〇月〇〇日 〇時〇〇分～ 〇時〇〇分		
通知場所	〇〇〇駐屯地(基地)第〇庁舎第〇会議室		
通知の相手方	所 属	〇〇〇〇〇〇〇〇隊	氏 名 〇 〇 〇 〇
	官 職	〇〇〇〇	
	階級(級)	〇〇〇〇	
内容	通知の内容	<p>(例)</p> <p>児童手当の支給要件を説明(児童手当法第4条を抜粋したものを提示)した。</p> <p>都道府県からの通知により、児童の監護要件を満たさないことが確認されたことから、雇児発 0331 第3号(平成24年3月31日)第22条の規定により、職権により児童手当の支給事由消滅の処理を行うことを説明した。</p> <p>最後に、児童手当支給事由消滅通知書受領後、当該決定に不服のあるときは、当該通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対し審査請求をすることができることを説明した。</p>	
	相手方の発言	<p>(例1)理解した、とのことであった。</p> <p>(例2)・・・について事実と異なるので、事実確認をしてほしい、とのことであった。</p>	
	参考事項	<p>(例1)趣旨を理解した様子であった。</p> <p>(例2)かなり憤慨しており不服申立の説明は真剣に聞いていた。</p>	
処置事項	<p>(例1)報告を実施。</p> <p>(例2)報告を実施するとともに、事実確認方法など指示を仰ぐ。</p>		
対 応 者	所 属	〇〇〇〇〇〇〇〇隊	
	官職・階級(級)	〇〇隊長 〇〇〇〇	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	
	所 属	〇〇〇〇〇〇〇〇隊	
	官職・階級(級)	〇〇班長 〇〇〇〇	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	
確 認	官職・階級(級)	〇〇〇〇〇〇〇〇隊長(司令)〇〇〇〇	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	

- 注：1 本記録は、支給事由消滅通知書の原議とともに保存(5年)すること。
2 書ききれない事項は、別紙(適宜様式)を添付すること。